

○荊田町身体障害者等訪問入浴サービス事業実施規程

(平成 18 年 12 月 13 日告示第 98 号)

改正 平成 27 年 12 月 25 日告示第 103 号 平成 28 年 3 月 30 日告示第 17 号

(目的)

第 1 条 この告示は、身体障害者等の家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを提供することにより、身体障害者等の健康保持とその介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 身体障害者等訪問入浴サービス事業(以下「サービス」という。)の実施主体は、荊田町とする。ただし、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人及び民間事業者等(以下「事業者」という。)に委託して行うものとする。

(利用対象者)

第 3 条 サービスの利用対象者は、家庭において入浴させることが困難な町内に住所を有する次の各号の一に該当する者とする。ただし、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条の規定により要介護認定等を受けた者は除く。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) その他町長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、サービスの提供を行わないことができるものとする。

(1) 感染性疾患等を有し、他の者に伝染させるおそれのある者

(2) 医療機関の診断により入浴が許可されない者

(3) その他町長が不相当と認める者

(利用回数)

第 4 条 サービスの利用回数は、原則として週 2 回以内とし、利用者の希望、在宅福祉サービス利用状況、身体状況及び家庭の状況等を十分勘案して決定するものとする。

(利用者負担額)

第 5 条 サービスに係る利用者負担額は、次の各号に掲げるとおりとし、利用者が、サービスの提供を受けた際に事業者を支払うものとする。ただし、水道代、石鹼等の原材料費の実費は、利用者負担とする。

(1) 生活保護受給者及び町民税非課税世帯に属する者は、1 回当たり 200 円とする。

(2) 前号以外の者は、1 回当たり 400 円とする。

(申請及び決定)

第 6 条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、身体障害者等訪問入浴サービス利用申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)により、町長に申請するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに利用の要否の決定を行い、身体障害者等訪問入浴サービス利用決定・却下通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の決定をするときには、必要に応じて医師の診断書等の提出を求めるものとする。

(利用者券の交付)

第 7 条 町長は、前条第 2 項により利用決定をした者(以下「利用者」という。)に対して、身体障害者等訪問入浴サービス利用者券(様式第 3 号。以下「利用者券」という。)を交付するものとする。

2 利用者は、利用者券を携行し事業者利用者券を提示することによりサービスを利用することができるものとする。

3 利用者は、第 3 条第 1 項に規定する利用対象者でなくなった場合には、速やかに利用者券を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第 8 条 利用者券の交付を受けた者は、申請書等に記載した事項及びサービス利用に関する異動が生じたときは、速やかに身体障害者等訪問入浴サービス利用変更届(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更の届出があったときは、第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、速やかに変更の手続きを行うものとする。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。  
(苅田町身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱の廃止)
- 2 苅田町身体障害者等訪問入浴サービス事業実施要綱(平成 15 年 3 月苅田町告示第 24 号)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 12 月 25 日告示第 103 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 17 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

身体障害者等訪問入浴サービス利用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

身体障害者等訪問入浴サービス利用決定・却下通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

身体障害者等訪問入浴サービス利用者券

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

身体障害者等訪問入浴サービス利用変更届

[別紙参照]